

令和5年度 入園案内



令和5年度4月入園申込み受付期間及び提出場所

☆受付期間

- ・在園児 令和4年10月 3日(月)～令和4年10月31日(月)
- ・新規 令和4年11月 1日(火)～令和4年12月28日(水)
- ・会員企業 令和4年11月 1日(月)～令和5年 1月31日(火)

☆受付時間：午前8：30～午後5：30

☆受付場所：フューチャークリエーション株式会社

すたあキツストヨプラ保育園 事務所

※在園児の書類提出は登降園時に提出ください。

保護者の皆様へ

- (1) 令和4年度で在園されている方。
年度途中での入園申込みをされている方で令和5年度の入園を希望する場合には、再度申し込みが必要です。
- (2) 受付期間終了後の申込みは、受付できませんのでご注意ください。
※園にて再度申し込みの案内がある場合もございますのでその際は再度申込みを行ってください。
- (3) 他の保育園や幼稚園、こども園に入所を希望されている場合には、必ずその旨を申込書へ記載してください。
- (4) 入園の決定については、受付終了後令和5年2月上旬～2月中旬にて書面にてお知らせいたします。
- (5) 定員の設定がございますので入園決定後のキャンセルについては、一定の期間内にお申し出ください。
- (6) 入園が決定した場合には令和5年3月18日（土）に新年度入園説明会（仮）を開催いたします。その際に、新年度へ向け園のしおり等を配布し必要品等のご説明も行います。
※日程は、予定であるため変更となる場合があります。その際には事前にお知らせいたします。

【保育園への入園について】

すたあキッズトヨプラ保育園は内閣府企業主導型保育事業の一環として、設立・運営されています。企業主導型保育園を利用できる範囲については下記をご参照のうえ申込みをいただきますようお願い申し上げます。

※保護者（18歳以上65歳未満の同居者を含む）が就労や疾病のため、家庭で児童を十分に保育することができない場合に、保護者に代わってその児童の保育を行うための児童福祉施設です。どの家庭も無条件に入園できるものではありません。

【入園対象】

- ・すたあキッズトヨプラ保育園運営企業「フューチャークリエーション株式会社」と保育園共同利用契約を締結している企業の従業員の児童。
- ・豊崎美らSUN会加入企業でお勤めされている従業員の児童。
- ・沖縄アウトレットモールあしびなーテナント会加入店舗にお勤めされている従業員の児童
- ・TOYOSAKI プラットフォームセンター内に入居している企業、団体等に所属している方の児童。

- ・ TOYOPLA 女性会員「SHEHAS」に登録されている方の児童。
 - ・ 学童教室トヨサキキャンパス・糸満キャンパスを利用している児童の兄弟姉妹。
- ※上記いずれにおいても就業証明書もしくは、各市町村が行う「支給認定」の2号認定、3号認定の認定証の提出が必要です。

【保育の必要性の認定】

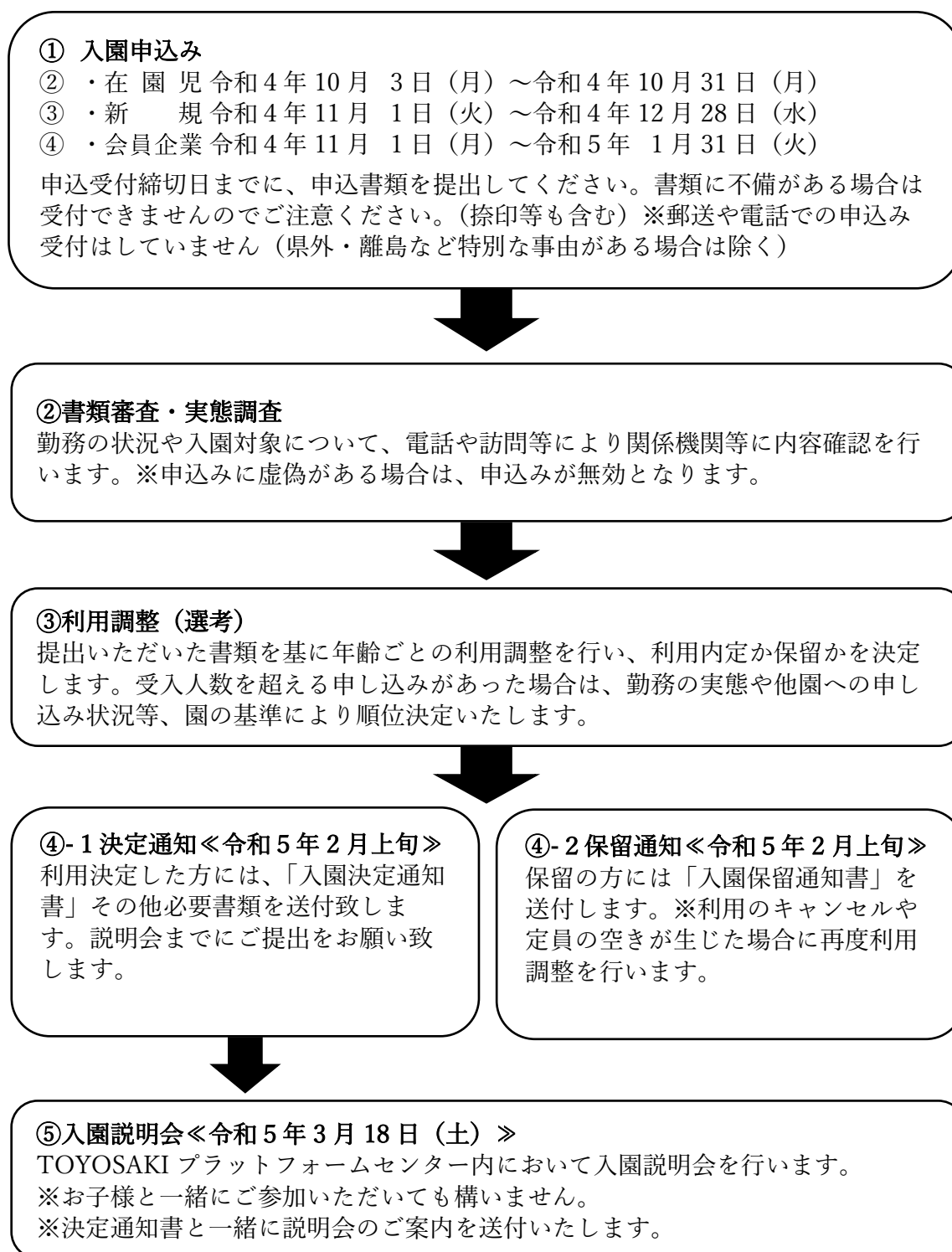
○2・3号認定の場合

保護者（父母ともに）次のいずれかの事由が必要です。

※お住まいの各市町村にて支給認定証の交付を受けてください。

	保育を必要とする事由	具体的な状況	利用可能時間
1	就労	フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働などの就労している場合（月64時間以上就労していること）	就労期間中
2	妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間もない場合	出産予定月の2か月前から生後3か月に達する月の末日
3	疾病・障がい	保護者が病気や負傷、障害がある場合	保護者の療養期間中
4	介護・看護	病気や心身に障害がある同居親族を常時介護・看護している場合	同居親族の療養期間中
5	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合	復旧期間中
6	求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 又は、起業準備を行っている場合	原則3か月間
7	就学	大学・専門学校・職業訓練校等に在学している場合（自動車教習所、習い事は該当しません）	就学期間中
8	虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合	市長が認める期間中
9	育児休業中の継続利用	育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合	育児対象児童が2歳になる月末まで

【入園までの流れ】



※申込み時の状況と、決定時の状況が変わっていた場合は、決定を取り消すことがあります。

※保留となった場合でも、同一年度においては申込みは有効となり、空きの出た際に順次ご連絡いたします。

※決定を辞退した場合、期限までに書類が提出されない場合には入園はできません。

【保育園の概要】

≪保育園名≫

すたあキッズトヨプラ保育園（運営企業：フューチャークリエーション株式会社）

≪住所・連絡先≫

沖縄県豊見城市豊崎 3-59 TOYOSAKI プラットフォームセンター
TEL098-856-8256 Fax098-856-8257

≪開所日・開所時間≫

07:00～20:00（日、月、火、水、木、金、土）

≪その他≫

- ・土曜：その週の水曜日までに申込み
- ・日祝日、ウンケー、ウークイ、年末年始：アンケートにてご回答下さい。

≪特別保育サービス≫※特別保育料が別途かかります。

延長保育サービス・・・延長時、都度ご精算させていただきます。【1時間 500 円】

病後児保育サービス・・・発病後、回復期となっている児童をお預かりします。

※利用には医師の意見書兼利用申込書が必要となります。

≪保育料について≫

	従業員枠保育料	地域枠保育料	給食費
0 歳児	30,000 円	37,100 円 ※無償化対象児は 0 円	
1・2 歳児	※無償化対象児は 0 円	37,000 円 ※無償化対象児は 0 円	
3 歳児	22,000 円	26,600 円 ※無償化対象児は 0 円	7,000 円
4・5 歳児	※無償化対象児は 0 円	23,100 円 ※無償化対象児は 0 円	7,000 円

兄弟児 ※無償化対象児を除く

2 人目	0～2 歳児	17,000 円	27,000 円	
	3～5 歳児	3-5 歳児無償化対象児 0 円		7,000 円
3 人目 以降	0～2 歳児	12,000 円/人		
	3～5 歳児	3-5 歳児無償化対象児 0 円		7,000 円

※その他提供される保育に関連する便宜に要する費用がある場合は契約書記載のとおり。

- ・0～2 歳児の保育料には給食費・保険料等が含まれます。
- ・3～5 歳児は保育料に保険料のみが含まれます。
- ・別途児童が使用する保育用品等について年度初めに購入いただきます。（体操服等）
- ・教材費・行事等の参加費を都度徴収する場合がございます。
- ・無償化対象児につきましては、保育料のみ無償になります。

≪保育料の軽減について≫

- ①共同利用契約に基づく、利用料負担企業に勤務されている方の児童は企業からの利用負担額により保育料の軽減がございます。
- ②フューチャークリエーション株式会社の運営する併設施設「学童教室トヨサキキャンパス」「学童教室糸満・キャンパス」を利用されている兄弟姉妹のいる児童については 5,000 円引（給食費別）。